

### (3) 千葉県野田市

#### 〈取組の概要〉

洪水ハザードマップの作成にあわせ、要援護者台帳の整備を進めている。同台帳の整備は、自治会又は自主防災組織単位に同意方式で行われ、行政、民生委員、自主防災組織で共有が行われている。

また、野田市では掲載の同意が得られなかった要援護者については、行政情報と突合することによって、網羅的な要援護者台帳の作成を行っている。

#### 〈取組のポイント〉

同意方式と行政情報の突合によって要援護者を二重に把握している。

洪水ハザードマップの作成・配布によって、自治会又は自主防災組織の意識の向上に役立った。

#### (i) 「個人情報」を取り巻く環境

##### (ア) 野田市における個人情報保護の動き

平成 12 年に野田市個人情報保護条例が施行されている。

##### (イ) 野田市における「過剰反応」

取組を通じて、特に「過剰反応」は見られておらず、自治会又は自主防災組織（以下「自治会等」という。）民生委員・児童委員などからも拒否反応があったという報告は受けていない。

#### (ii) 個人情報の適正利用における取組内容

##### (ア) 具体的な取組内容

###### 取組のプロセス

平成 17 年の水防法一部改正を受けて、洪水ハザードマップの制作に取り組み始めた。しかし、日本全国で起こっている水害などの状況にかんがみると、マップ作成だけではなく、併せて災害弱者の支援を行うことが重要と考えられた。そこで、平成 18 年 11 月から要援護者台帳作成に向けた検討を始めた。また、野田市地域防災計画の中に要援護者支援が謳われていたことも、取組理由のひとつとなった。

約半年の検討を経て、平成 19 年 7 月野田市災害時要援護者支援計画を策定し、その中で要援護者情報の共有方法について規定した。要援護者情報の共有は、『災害時要援護者の避難支援ガイドライン』（平成 18 年 3 月災害時要援護者の避難対策に関する検討会）では「災害時には、行政情報は、本人のため本人の了解なしに自治会などへ知らせても良い」とされ、また、野田市個人情報保護条例においても、「公益上特に必要があると認められるとき」に該当するため、野田市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で関係機関共有を行うことも可能であった。しかし、個人情報を慎重に取り扱う必要があるものと考え、自治会等に支援の希望

を申し出てもらい、個別に情報を収集し、支援計画の作成をしてもらう方式をとった。

### 個人情報の収集

初めに、自治会等の協力を得て、全世帯に災害時要援護者登録申請書の配布と回収を行い、その中で支援の必要の有無、情報の共有を行うことへの同意などを確認する。同意が得られたものについては、個別避難支援計画を作成し、災害時要援護者台帳に登録される(図2-19)。

次に、自治会未加入者や支援が必要と思われるにもかかわらず支援の希望を申し出なかった方については、行政情報から本来支援が必要と思われる方(潜在的な要援護者:身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護等認定者、高齢者のみ世帯)のリストを作成し、守秘義務のある職員、民生委員・児童委員を通じて、再度個別に意思確認を行う。この結果、改めて支援の希望があった場合は、上記と同じように個別避難支援計画を作成し、災害時要援護者台帳に登録する。そして、再度行われた意思確認に対しても支援の希望を申し出なかった場合は、「災害時未登録要援護者」として、庁内だけで保有する台帳として登録される(図2-20)。

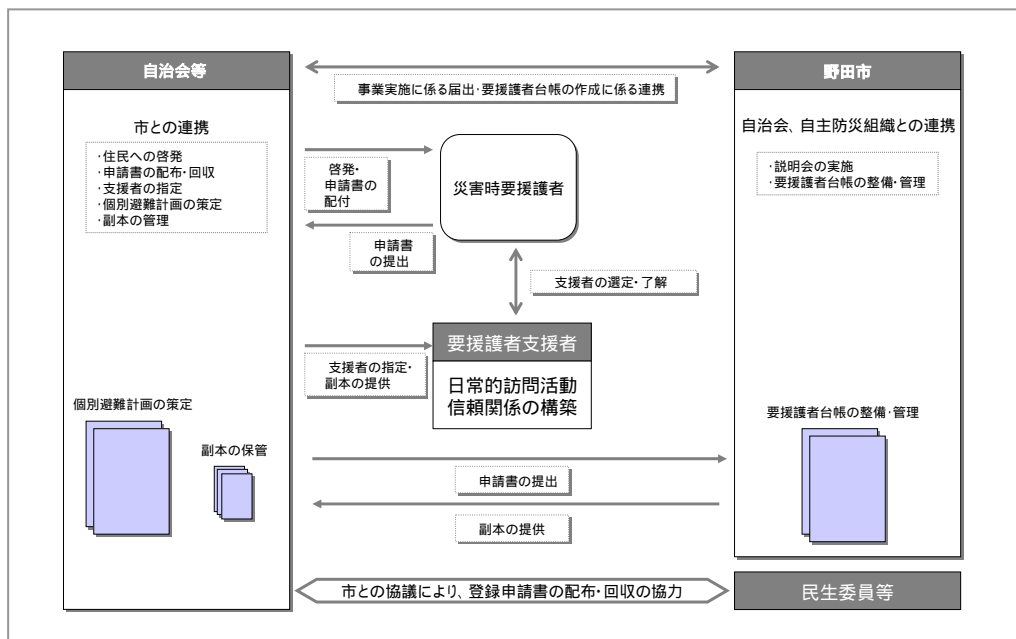


図 2-19 自治会等による要援護者の把握 (平常時、実施地区)

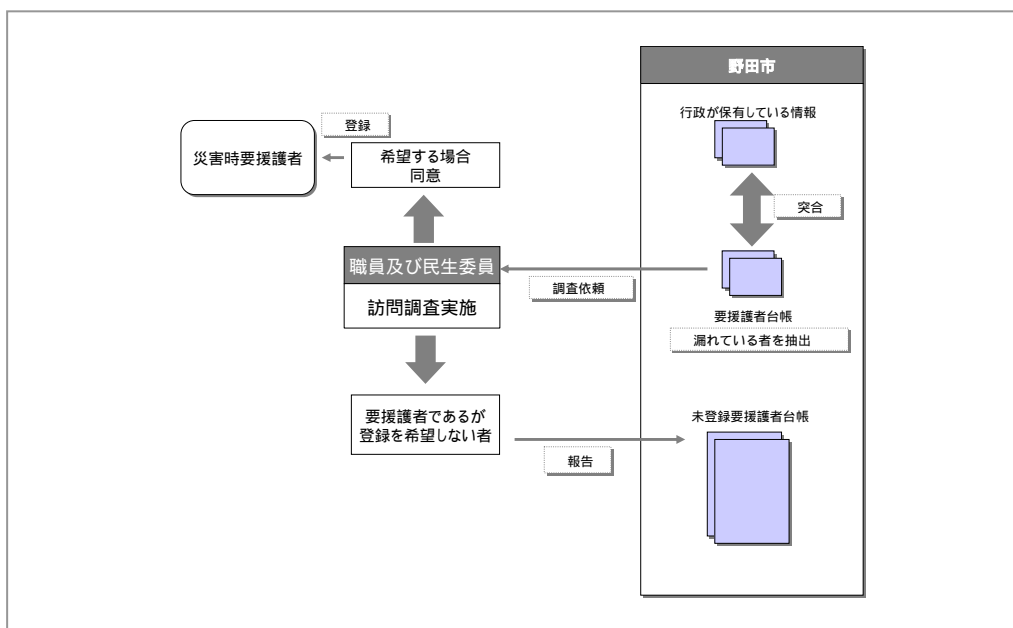


図 2-20 行政情報との突合による要援護者の補足的把握（平常時、実施地区）

共有の内容

災害時要援護者台帳で共有される情報は、氏名、自治会名、電話、FAX、住所、家族構成、生年月日、要援護の理由、緊急連絡先、特記事項、避難支援者（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）。申請書の裏面には、個別避難支援計画として、避難場所、避難経路の地図、支援内容、特記事項が記載される。

未実施地区については、住所、氏名、性別、生年月日、要援護の理由、電話番号などの記載された災害時潜在的な要援護者台帳に登録し、災害時には共有される。



#### (イ) 取組の特徴

同意方式と行政情報の突合によって要援護者を二重に把握

自治会等の協力の下で行われる同意方式による要援護者登録と、庁内で保有している個人情報とを突合することによって、二重に要援護者を把握しており、それによって、網羅的な名簿の作成が可能となっている。

洪水ハザードマップの作成・配布によって、自治会等の意識を向上

洪水ハザードマップの作成を同時期に行っており、三方を川に囲まれている野田市の災害時の危険性について視覚的に訴えることができ、特に、危険区域にあたる自治会等からの協力を取り付けることができた。

#### (ウ) 取組の課題

自治会等の協力

自治会等の協力を得ることが難しく、課題となっている。自治会等によってはかなり温度差があり、洪水ハザードマップに記載されている災害時に水没してしまうことが予想される地域は反応が良いが、そうでない地域は反応が悪い。

これらを解決するために、自治会向けの説明会の実施によって、理解を得るようにしている。また、計画の作成をするためのモデル地区を設け協力をお願いしている。

支援者の確保

支援計画を作るにあたって、支援者を募ることに問題が出ている。要援護者が自ら支援者を募ることになっているが、近所付き合いが減る中で、本人が支援者の同意を得るのは非常に困難となっている。また、地域全体が高齢化しているため、支援者が少なくなっている地域もある。

支援者を募ることについては、依然として課題として残っているが、自治会によっては、個人に担わせるのではなく、自治会等のなかで救助班を設定し地域で支援する方法を採っている場合もある。

#### (エ) 取組による成果と今後の取組

自治会等への説明会は、40の自治会等と3地区の自治会連合会に対して実施した。その結果、13の自治会等で取組の合意が得られ、これにより、要援護者の把握と支援体制が組めることとなった。そのうち4団体は、要援護者把握と支援者が固まり、災害時要援護者登録申請書の提出を受け、災害時要援護者台帳が整備された。

また、多くの自治会等で取り組んでいただけよう、野田市では、今後も自治会連合会等に説明会の開催依頼をするなど支援計画の推進に努めていく。

#### 参考 URL

- 『野田市災害時要援護者支援計画』  
<http://www.city.noda.chiba.jp/kakusyu/pdf/saigai.pdf>